

1 これまでの経緯（省内仕分け、特会仕分け）、指摘事項

①第8回厚生労働省省内事業仕分け（平成22年5月17日）

- ・成果を踏まえた業務運営を行うべき
- ・奨励金は国直轄にするべき
- ・介護職員基礎研修は市町村・民間へ移管すべき
- ・組織体制の見直しが必要
- ・介護労働者の処遇改善が必要なことは理解できるが、介護労働安定センターが行う理由が不明

②行政刷新会議WG（平成22年10月27日）

- ・交付金の廃止

注）「雇用戦略・基本方針2011」（抄）

行政刷新会議の指摘を踏まえた無駄の排除の観点から点検を行い、より効果的・効率的な事業として、必要な見直しを行った上で今後も実施する。

2 これからの介護労働安定センターの役割

何が求められているのか

- 国の代替機能
- 専門性の向上（相談機能、能力開発機能の強化）
- 地域における関係機関との連携

3 交付金依存体質を改めることについて

① 交付金事業と自主事業の違いとは

- 交付金事業・・・国が、あるべき状態の実現や確保・維持を目指すため、法令の範囲で予算措置した事業
- 自主事業・・・介護関係業務に従事する労働者について雇用管理の改善、能力の開発及び向上、労働力の需給調整に対する支援等を行うために必要な事業を実施することにより介護労働者の職業の安定その他福祉の増進に資する事業のうち、交付金以外の事業

② 交付金依存率を低下させるためには

- 自主事業の拡大と交付金の縮減を並行して実施
 - 自主事業の拡充について
 - ・ 介護センターが経営を支援する事業（経営支援）
 - ・ 介護センターが人を育てる事業（講習・訓練）
 - ・ 介護センターが直接行う事業（直轄経営）
 - ・ 介護センターが情報を発信する事業（情報発信・調査）
 - 交付金縮減の可能性について
- で、幅広いニーズの認められる事業

参考

効率的な交付金事業の運営のために過去に廃止した事業

※ () は廃止した年度

- ・ 能力開発給付金 (17)
- ・ ヘルパー2級講習の撤退 (19)
- ・ 紹介事業高度化推進事業（介護補助器具の無償貸与） (19)
- ・ 介護労働者需給サービス事業（介護クーポン事業）の段階的廃止 (21)
- ・ 介護雇用管理制度等導入奨励金 (22)
- ・ 介護職員基礎研修の回数の削減（55回→47回） (22)

4 効率的な組織の在り方について

支部（所）の配置

→ 47都道府県に置く必要性

5 介護労働安定センターの存在感を増すこと

→ 情報発信機能の強化

→ 介護労働に係る専門機関として認知されること